

○文部科学省令第三十一号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）及び私立学校教職員共済法施行令等の一部を改正する政令（令和八年政令第三百十二号）の施行に伴い、並びに私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条第一項の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

文部科学大臣 関 芳弘

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(異動報告) 第一条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「法」という。）第十四条第一項に定める学校法人等（法附則第十項の規定により学校法人とみなされる者を含む。以下「学校法人等」という。）は、当該加入者に関し、次に掲げる事由が生じたときは、十日以内（第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じたときは、五日以内）に、様式第一号（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載したもの）から様式第四号までによる異動報告書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。 一 法第十四条第一項に定める加入者（私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号。以下「施行令」という。）附則第五項の規定による加入者を含む、施行令附則第七項の規定により施行令附則第五項の規定による加入者とみなされた者を除く。）となつたとき又は新たに就職したとき。 二 「略」 三 加入者（施行令附則第八項に規定する施行令附則第五項の規定による加入者（次号及び第一条の二の二第二項において「施行令附則第五項加入者」という。）を含む。次号を除き、以下同じ。）が法第十六条各号又は施行令附則第九項第一号に掲げる事由に該当するに至つたとき。 四 施行令附則第五項加入者が、施行令附則第九項第二号に掲げる事	(異動報告) 第一条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「法」という。）第十四条第一項に定める学校法人等（法附則第十項の規定により学校法人とみなされる者を含む。以下「学校法人等」という。）は、当該加入者に関し、次に掲げる事由が生じたときは、十日以内（第一号又は第三号に掲げる事由が生じたときは、五日以内）に、様式第一号（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載したもの）から様式第四号までによる異動報告書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。 一 法第十四条第一項に定める加入者となつたとき又は新たに就職したとき。 二 「同上」 三 法第十六条各号に掲げる事由に該当するに至つたとき。 「号を加える。」

由に該当するに至つた日前から引き続き同一の学校法人等を使用され、かつ、法第十四条第一項各号のいずれにも該当しなくなつたとき又は加入者が、施行令附則第七項の規定により施行令附則第五項の規定による加入者とみなされたとき。

五 加入者の氏名、住所、個人番号若しくは区別（法第二十二条第五項に規定する文部科学省令で定める者であつて、施行令第一条の第二項各号のいずれの要件にも該当しないものであるかないかの区別をいう。以下同じ。）又は被扶養者の氏名若しくは個人番号に変更があつたとき。

六 〔略〕

2 〔略〕

（施行令第一条の二第二項の文部科学省令で定める場合等）

第一条の二 〔略〕

〔項を削る。〕

〔項を削る。〕

2 施行令第一条の二第二項第二号に規定する文部科学省令で定める者は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第十二条第五号ロに規定する厚生労働省令で定める者とする。

（施行令附則第四項の文部科学省令で定めるもの等）

第一条の二の二 施行令附則第四項に規定する最低賃金法（昭和三十四

四 加入者の氏名、住所、個人番号若しくは区別（法第二十二条第五項に規定する文部科学省令で定める者であつて、私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号。以下「施行令」という。）第一条の二第二項各号のいずれの要件にも該当しないものであるかないかの区別をいう。以下同じ。）又は被扶養者の氏名若しくは個人番号に変更があつたとき。

五 〔同上〕

2 〔同上〕

（施行令第一条の二第二項の文部科学省令で定める場合等）

第一条の二 〔同上〕

2 施行令第一条の二第二項第二号に規定する文部科学省令で定めるものは、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第十二条第五号ロに規定する厚生労働省令で定める賃金に相当するものとする。

3 施行令第一条の二第二項第二号に規定する額は、加入者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額とする。

4 施行令第一条の二第二項第三号に規定する文部科学省令で定める者は、厚生年金保険法第十二条第五号ハに規定する厚生労働省令で定める者とする。

〔条を加える。〕

年法律第三十七号) 第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして文部科学省令で定めるものは、厚生年金保険法附則第四条の六第一項に規定する厚生労働省令で定める賃金に相当するものとする。

2 施行令附則第四項に規定する額は、加入者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額とする。

(施行令附則第五項加入者の資格取得又は喪失の申出等)

第一条の二の二 施行令附則第五項の申出は、第一条の規定による異動報告書のほか、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を学校法人等を経て、事業団に提出することによつて行うものとする。

一 申出者の氏名、生年月日及び住所

二 学校法人等の名称及び所在地

三 その他必要な事項

2 施行令附則第五項加入者の施行令附則第八項の申出は、第一条の規定による異動報告書のほか、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を学校法人等を経て、事業団に提出することによつて行うものとする。

一 申出者の氏名、生年月日及び住所

二 加入者等記号・番号

三 学校法人等の名称及び所在地

四 その他必要な事項

3 前二項の申出書の提出が行われた場合には、同時に、第四号厚生年金被保険者(厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。)に係る当該各項の申出があったものとみなす。

「条を加える。」

(短時間労働者)

第一条の二の二の三「略」

(特定学校法人等の該当の届出)

第一条の二の三 私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号。以下「平成二十八年改正政令」という。）附則第三条第一項の規定により初めて同項に規定する特定学校法人等（以下この条及び第一条の二の五において「特定学校法人等」という。）となつた学校法人等は、五日以内に、学校法人等の名称及び所在地並びに特定学校法人等となつた年月日を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

(四分の三以上代表者等)

第一条の二の五「略」

(掛金調整制度の利用の申出)

第一条の二の五の二 平成二十八年改正政令附則第四条第一項の申出は、学校法人等の名称及び所在地並びに特定学校法人等となつた日を記載した申出書を事業団に提出することによつて行うものとする。

2 前項の規定は、平成二十八年改正政令附則第五条において準用する平成二十八年改正政令附則第四条第一項の申出について準用する。

3 第一項の申出書の提出が行われた場合には、同時に、第四号厚生年金被保険者に係る社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（次条第四項において「令和七年改正法」という。）附則第二十二條第一項の申出があつたものとみなす。

(短時間労働者)

第一条の二の二「同上」

(特定学校法人等の該当の届出)

第一条の二の三 私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号。以下「平成二十八年改正政令」という。）附則第三条第一項の規定により初めて同項に規定する特定学校法人等（以下この条において「特定学校法人等」という。）となつた学校法人等は、五日以内に、学校法人等の名称及び所在地並びに特定学校法人等となつた年月日を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

(四分の三以上代表者等)

第一条の二の五「同上」

「条を加える。」

(掛金調整制度の停止解除の申出)

第一条の二の五の三 平成二十八年改正政令附則第四条第五項の申出は、学校法人等の名称及び所在地を記載した申出書を事業団に提出することによって行うものとする。

2 前項の申出は、当該申出を行う時点において平成二十八年改正政令附則第三条第四項の申出をすることができる場合は、第一条の二の四第三項において準用する同条第一項の申出書を併せて提出しなければならない。

3 前二項の規定は、平成二十八年改正政令附則第五条において準用する平成二十八年改正政令附則第四条第五項の申出について準用する。

4 第一項の申出書の提出が行われた場合には、同時に、第四号厚生年金被保険者に係る令和七年改正法附則第二十二条第五項の申出があつたものとみなす。

(加入者原票)

第三条の四 「略」

2 事業団は、第四号厚生年金被保険者等(第四号厚生年金被保険者又は高齢任意加入被保険者(厚生年金保険法附則第四条の三第一項に規定する高齢任意加入被保険者(第四号厚生年金被保険者に限る。))をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))である加入者については、前項の加入者原票に、同法第二十八条に規定する事項を記載して整理しなければならない。ただし、これらの事項と前項に規定する事項のうち共通する事項については、一の記載をもつて足りるものとする。

(高齢任意加入被保険者の資格取得又は喪失の申出等)

「条を加える。」

(加入者原票)

第三条の四 「同上」

2 事業団は、第四号厚生年金被保険者等(第四号厚生年金被保険者(厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。))又は高齢任意加入被保険者(同法附則第四条の三第一項に規定する高齢任意加入被保険者(第四号厚生年金被保険者に限る。))をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。))である加入者については、前項の加入者原票に、同法第二十八条に規定する事項を記載して整理しなければならない。ただし、これらの事項と前項に規定する事項のうち共通する事項については、一の記載をもつて足りるものとする。

(高齢任意加入被保険者の資格取得の申出等)

第三条の七 高齡任意加入被保険者の資格取得の申出については、第一条の規定による異動報告書のほか、次に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一 「略」

「号を削る。」

二 「略」

三 「略」

「号を削る。」

四 「略」

五 「略」

2 4 「略」

（加入者等記号・番号等の利用制限等）

第三十七条の四 法第四十五条第一項の文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 三 「略」

四 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（医療情報基盤・診療報酬

審査支払機構法（昭和二十三年法律第二百二十九号）第一条に規定す

る医療情報基盤・診療報酬審査支払機構をいう。第三十九条の二に

おいて同じ。）

五 十三 「略」

2 「略」

（医療情報基盤・診療報酬審査支払機構等に委託する事務等）

第三十九条の二 「略」

第三条の七 高齡任意加入被保険者の資格取得の申出については、第一条の規定による異動報告書のほか、次に掲げる事項を記載し、学校法人等の証明を受けた申出書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一 「同上」

二 厚生年金保険法附則第四条の三第一項の規定の適用を受けようとする旨

三 「同上」

四 「同上」

五 個人番号及び基礎年金番号

六 「同上」

七 「同上」

2 4 「同上」

（加入者等記号・番号等の利用制限等）

第三十七条の四 法第四十五条第一項の文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 三 「同上」

四 社会保険診療報酬支払基金（社会保険診療報酬支払基金法（昭和

二十三年法律第二百二十九号）第一条に規定する社会保険診療報酬支

払基金をいう。第三十九条の二において同じ。）

五 十三 「同上」

2 「同上」

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等）

第三十九条の二 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	2・3 「略」 4 事業団は、法第四十七条の三第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合には、第一条第一項の規定による異動報告書（同項第一号又は第三号に係るものに限る。）若しくは第一条の五第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出を受け、又は施行令第十一条第一項若しくは第二項の規定による申出を受けた日から五日以内に、当該異動報告書若しくは申請書又は申出に係る加入者及び被扶養者の資格に係る情報を、電磁的方法により、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構又は国民健康保険団体連合会に提供するものとする。 5 「略」 （保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知） 第五十三条 「略」 2 「略」 3 平成二十八年改正政令附則第四条第一項の規定の適用を受けている学校法人等（同項に規定する短時間加入者をいう。）に係る第一項の規定の適用については、同項第三号中「負担するもの」とあるのは、「負担するもの及び社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（令和八年政令第二百七十二号）第三条に規定する保険料調整額等」とする。
	2・3 「同上」 4 事業団は、法第四十七条の三第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合には、第一条第一項の規定による異動報告書（同項第一号又は第三号に係るものに限る。）若しくは第一条の五第一項若しくは第二項の規定による申請書の提出を受け、又は施行令第十一条第一項若しくは第二項の規定による申出を受けた日から五日以内に、当該異動報告書若しくは申請書又は申出に係る加入者及び被扶養者の資格に係る情報を、電磁的方法により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提供するものとする。 5 「同上」 （保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報の通知） 第五十三条 「同上」 2 「同上」 「項を加える。」

附 則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。